

貸借対照表

2021年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
	円		円
【 流 動 資 産 】	【 4,431,801,179 】	【 流 動 負 債 】	【 2,326,657,295 】
現 金 及 び 預 金	30,341,793	買 掛 金	1,473,672,947
受 取 手 形	1,423,389	リ ー ス 債 務	4,926,744
売 掛 金	4,070,163,319	未 払 金	97,233,859
未 収 金	10,246,646	未 払 費 用	21,139,690
未 収 収 益	8,347,900	未 払 消 費 税 等	172,550,936
リ ー ス 投 資 資 産	102,448,014	未 払 法 人 税 等	236,736,419
商 品 原 材 料	129,196,296	預 り 金	215,862,209
仕 掛 品	5,862,908	前 受 金	57,860
貯 蔵 品	27,083,927	前 受 収 益	104,476,631
前 払 費 用	46,489,547	【 固 定 負 債 】	【 437,503,945 】
そ の 他	611,440	リ ー ス 債 務	4,893,750
貸 倒 引 当 金	△ 414,000	退 職 給 付 引 当 金	410,213,200
【 固 定 資 産 】	【 484,347,622 】	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	6,000,000
（ 有 形 固 定 資 産 ）	（ 104,227,305 ）	資 産 除 去 債 務	16,396,995
建 物	14,916,763	負 債 合 計	2,764,161,240
建 物 附 属 設 備	32,377,407	純 資 産 の 部	
機 械 装 置	2	【 株 主 資 本 】	【 2,151,987,561 】
工 具 器 具 備 品	56,933,133	資 本 金	100,000,000
（ 無 形 固 定 資 産 ）	（ 145,092,588 ）	利 益 剰 余 金	2,051,987,561
ソ フ ト ウ ェ ア	129,154,393	利 益 準 備 金	25,000,000
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	15,008,195	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,026,987,561
電 話 加 入 権	930,000	別 途 積 立 金	1,570,000,000
（ 投 資 そ の 他 の 資 産 ）	（ 235,027,729 ）	繰 越 利 益 剰 余 金	456,987,561
投 資 有 価 証 券	1,450,000		
出 資 金	70,000		
長 期 貸 付 金	3,562,431		
長 期 前 払 費 用	28,910,378		
繰 延 税 金 資 産	180,062,200		
差 入 保 証 金	12,975,475		
差 入 敷 金	7,997,235		
そ の 他	10	純 資 産 合 計	2,151,987,561
資 産 合 計	4,916,148,801	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,916,148,801

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

- ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

- ・ 商品原材料 個別法
- ・ 仕掛品 個別法
- ・ 貯蔵品 個別法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）

② 無形固定資産

定額法

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|-----------|--|
| 貸倒引当金 | 債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しております。 |
| 役員退職慰労引当金 | 役員の退職に伴う退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給見込額を計上しております。 |

(4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(5) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(6) 会計方針の変更

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）を当事業年度から早期適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりました

が、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の損益計算書は、売上高及び売上原価が 235,697 千円減少しております。

2. 当期純利益金額

448,705,428 円